



平成 23 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴトー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 後藤 行宏  
(JASDAQ・コード9817)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 土橋 文彦  
電 話 055-923-5100

### 親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主 の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 8 月 29 日付で、当社の親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 異動が生じた経緯

株式会社Gプランニング（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 7 月 8 日に当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは平成 23 年 7 月 11 日から平成 23 年 8 月 22 日まで実施され、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式 5,564,673 株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、平成 23 年 8 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）付で公開買付者の議決権の当社の総株主の議決権に対する所有割合が 50%超となり、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、本公開買付けの結果により、当社の主要株主である筆頭株主であった有限会社ゴトーエンタープライズは、同日付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である当社代表取締役社長の後藤行宏氏は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主に該当しないこととなります。

#### 2. 異動する株主の概要

##### (1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成 23 年 7 月 8 日現在)

(1)	名 称	株式会社Gプランニング
(2)	所 在 地	静岡県沼津市小諏訪 459 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 後藤行宏
(4)	事 業 内 容	公開買付者は、当社の株券等の取得及び所有すること等を主たる事業の内容としております。
(5)	資 本 金	1,000,000 円
(6)	設 立 年 月 日	平成 23 年 6 月 6 日
(7)	事 業 年 度 の 末 日	5 月 31 日

(8)	純 資 産	1,000,000 円 (平成 23 年 6 月 6 日現在)	
(9)	総 資 産	1,000,000 円 (平成 23 年 6 月 6 日現在)	
(10)	大株主及び持株比率	後藤行宏 100%	
(11)	上場会社と当該会社との関係等	資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が公開買付者の議決権の 100%を所有しております。
		人 的 関 係	当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	名 称	有限会社ゴトーエンタープライズ
(2)	所 在 地	静岡県沼津市小諏訪 459 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 後藤恵子
(4)	事 業 内 容	不動産賃貸業
(5)	資 本 金	135,000,000 円

(3) 親会社以外の支配株主及び主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	氏 名	後藤行宏	
(2)	住 所	静岡県沼津市	
(3)	上場会社と当該個人の関係	資 本 関 係	平成 23 年 2 月 28 日現在、後藤行宏氏が当社株式 1,226,758 株を、後藤行宏氏の母である後藤菊枝氏が当社株式 336,432 株を、後藤行宏氏の子である後藤久宗氏が当社株式 176,200 株を、後藤行宏氏の配偶者である後藤恵子氏が当社株式 36,378 株を、後藤行宏氏及びその近親者が議決権の 100%を保有している有限会社ゴトーエンタープライズが当社株式 3,481,920 株をそれぞれ保有しています。
		人 的 関 係	後藤行宏氏は当社の代表取締役社長を務めております。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

(1) 株式会社Gプランニング

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	55,646 個 (60.44%)	—	55,646 個 (60.44%)	第 1 位

(2) 有限会社ゴトーエンタープライズ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成23年2月28日現在)	34,819個 (3,481,920株)	37.82%	第1位
異動後	34,819個 (3,481,920株)	37.82%	第2位

(3) 後藤行宏

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社以外の支 配株主及び主要 株主	12,267 個 (13.32%)	41,934 個 (45.55%)	54,201 個 (58.87%)	第2位
異動後	—	—	90,465 個 (98.26%)	90,465 個 (98.26%)	—

- (注) 1. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成23年7月15日に提出した第59期第1四半期報告書に記載された平成23年2月28日現在の総株主の議決権の数(92,065個)を分母として計算しております。
2. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年8月29日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び有限会社ゴトーエンタープライズが所有する当社普通株式を除きます。)を取得することができなかったことから、当社は、平成23年7月8日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の方法により、公開買付者が当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び有限会社ゴトーエンタープライズが所有する当社普通株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①当社において当社普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類株式の当社の株式を交付すること(なお、交付する別個の種類株式の当社の株式について、上場申請は行わない予定です。)のそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会を開催することを、当社に対して要請する予定であり、当社は、平成23年10月に当該臨時株主総会を開催する予定です。また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案が承認されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさ

せるには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株式の株主の皆様による種類株主総会の開催を要請する予定であり、当社は、当該種類株主総会を上記臨時株主総会と同日に開催する予定です。上記の各議案が上程された場合、公開買付者は、上記臨時株主総会及び種類株主総会においてこれらの各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての当社普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類別の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類別の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類別の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類別の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様へ交付しなければならない当社の株式の数が 1 に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの (a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記臨時株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 8 月 31 日をその基準日と定め、平成 23 年 8 月 12 日付で基準日設定公告を行っております（平成 23 年 8 月 11 日付「臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）。上記のとおり、上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催は平成 23 年 10 月を予定しており、開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本プレスリリースは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付け以外の当社の株主の皆様への当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開

買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制の構築を企図して、上記の各手続の実行後に、平成24年3月を目処として、当社と吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

当社普通株式は、本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されておりますが、公開買付者は、適用法令に従い、公開買付者及び有限会社ゴトローエンタープライズが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しておりますので、その場合には当社普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

以 上